

平成 23 年度 環境教育等推進専門家会議（第 2 回） 議事概要

【日時】平成 23 年 12 月 12 日（月）14:00～17:15

【場所】経済産業省別館 11 階 1111 会議室

【出席者】岩間 芳仁（日本経済団体連合会自然保護協議会事務局長）

宇高 史昭（京都市環境政策局環境管理課長）

川嶋 直（財団法人キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー）

倉島 茂見（静岡県袋井市立袋井南中学校教頭）

小澤 紀美子（東京学芸大学名誉教授）

末吉 潤一（東京都江戸川区立西小岩小学校長）

津田 祥子（(社)未踏科学技術協会事務局長）

長谷川 公一（東北大学大学院文学研究科教授、地球温暖化防止全国ネット理事長）

藤井 聡（京都大学大学院工学研究科教授）

藤村 コノエ（環境文明 21 共同代表）

宮林 茂幸（東京農業大学地域環境科学部長）

新木 聡（文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課社会教育官）

美濃 亮（文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 課長補佐）

鈴木 光明（農林水産省 農村振興局 農村計画課 課長補佐）

赤坂 英則（農林水産省 農村振興局 農村計画課 企画第 2 係長）

藤村 武（林野庁 森林整備部 計画課 課長補佐）

遠藤 豊（経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境調和産業推進室 企画係長）

福本 充（国土交通省 総合政策局 環境政策課 課長補佐）

河本 晃利（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室長）

井上 直己（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室長補佐）

増井 久輝（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室長補佐）

馬場 友望（環境省 総合環境政策局 環境教育推進室係員）

【概要】

冒頭において、増井環境教育推進室長補佐より、本日特に議論いただきたい論点と当該論点に係る参考資料について説明。

小澤： 皆さんから、なるべく 1 ページ目の二重丸印のついている所からご議論、ご意見頂きたいと思います。まず体裁についてというところでご意見頂ければと思います。

藤村： 体裁についてよろしいでしょうか。旧基本方針の作成時、基本方針には法的拘束力はないということは分かっているながら、出来るだけすべて書き込むこととしました。今回の作業に当たって、書き込んだ内容が一体どれくらい出来ているのか、という判断があって然るべきだと思

っていたのですが、今日この資料を見せて頂いて、その辺の区分けが出来るかなと感じました。本来なら全部書き込む方がいいのかもしれませんが、改正法では協働取組や社会と経済の動向などが新たに出てきているので、その辺を重点的に書くというのも一つの戦略かと思います。それでなくとも皆さんに読んで頂けないわけですから、やはりある程度新しく加わったものを重点的に書いていくという構成にしてもよろしいのではないかと、まず一点です。

それから、この論点一覧に記載されているエネルギーに関する意見も私から出させて頂いたのですが、現在、非常に大きくなっている原発の問題は、エネルギーの問題として捉うべきではないかと考えます。これまでも環境教育の中で、やられてきたと思いますが、もう少し、経済や経済活動との関わりというところで、エネルギー教育に関しても環境教育の中でも重点的に行うと明記してほしいと思います。環境省では、来年4月から組織替えがあって、かなりその部分が重くなるかと思しますので、環境教育でもエネルギー教育をしっかりやっていきましょう、というところを少し表出ししてもいいのではないかと思います。

小澤： 一点質問ですが、エネルギー教育を独自にするということでしょうか。それとも環境教育の中に練り込むということですか。

藤村： もちろん環境教育の中でということですね。

小澤： 温暖化対策の一環として、エネルギーを使わないというのも環境教育であり、環境省のプロジェクト等でもいろいろと教材も出していますが、学校など現場でそういう意識がキチンと育っているかどうかということが大事かと思えます。

藤村： 社会全体でエネルギーというものに、もう少し大きな視点から踏み込むことが必要ではないかという趣旨です。

小澤： わかりました。エネルギーに関する内容は入れていった方が良くということですね。それではその他いかがでしょうか。

宮林： RI0+20 が実施されるに当たり、私たちは、1992 年以降展開してきた環境教育の取組の中で、どんなことを明確にやってきたのか、基本的な点検をする必要があると思います。そして、そんな中、東日本大震災が起こり、何か新しいキーワードを出しながら環境教育の推進の基本的な在り方を説いていくという、大きな節目というかわり目が来ているので、これに向けてギアチェンジをした上で、環境教育が求める人間像とはどういったものなのかという論点が出てくると分かりやすいのかなと思います。

小澤： どう書き込んでいくかについては、また先生にもアドバイスを頂きながら対応をしていきたいと思いますが、環境教育が求める人間像につきましては、参考資料の7「今後の環境教育・

普及啓発の在り方を考える検討チーム」の議論をやっている時に東日本大震災が起これ、作業を中断しながら、文科省や環境省のメンバーと議論を進めたという経緯があります。この報告書では、今までとは少し違い、今後の未来をどう作っていくか、そして未来を作る能力を育成することが重要ということを感じ込んでおりますので、そこをお読み頂き、是非3回目の時にご意見を頂ければありがたいと思います。東日本大震災を含め、今後、学びの要素を変革していかなければならないし、また、教育スタイルも方法論も含めて変革して行かなければならないことをご意見の中に含んでいると考えさせていただきます。

藤井： 三点申し上げます。まず、東日本大震災の記述の仕方について、参考資料4で気になりますのが、2ページ目5～6行目で、今回の大震災を「きっかけに」と表現している部分です。あくまで、ふるさとを大切にすることや、元の姿に戻って被災地の方々が幸せに生きてということが前提にあり、その上で環境により配慮して頂きたいというニュアンスでないと、表現として誤解を招くのではないかと思いますので、この点については十分ご配慮頂きたいというのが一点目です。

二点目は、原発のところでも議論があったところだと思いますが、原発に関連する内容を考える場合は、経済や思想など、様々なことを考えなければならないので、少なくとも偏った論点だけが記載されるということは絶対避けなければならないと考えます。賛成に対しても、反対に対しても誘導してしまえば大変問題です。これは環境教育の中でもかなり難しいところですが、もし記述とするならば、文明の話とかそういうところをきちんと書いて頂かないと、表層的、皮相的なものになるということが二点目です。

そして三点目ですが、環境教育が目指す人間像について、参考資料7の11ページあたりにありますが、人間というのは、生きて以上必ず環境に対して破壊的な側面を持つ生き物なので、環境に対して配慮するということが、人間が周りの生態系とどう調和して生きていくかという原罪を背負って生きていくということでもあり、環境に良いですねということだけでは、環境教育としては非常に問題があると考えます。環境教育の基本方針を考える上では、こちらも是非ご検討頂きたいと思います。

小澤： 資料7の報告書を作成するに当たっては、人と社会、人と自然との関係性をきちんと聞いていくということが基調にあったと思いますが、そういったことをこの基本方針の中に少し書き込めばいいということかと思えます。ここで膨大な哲学論を書いても大変なことになりますので、その辺の在り方を考える必要はあるかと思えます。9月22日の学術会議でも提言を出していますので、見て頂ければありがたいと思います。

資料を見ていると、他の基本方針と比較しても一番長い11ページとなっておりますので、ある程度簡潔に書いていくということにはなると思えます。

藤村： 私も最初の頃は、出来ることからやりましょうとよく言っておりましたが、今は出来ることだけやっていたのでは、解決しない問題がたくさんあると思います。特に現在の温暖化の問題というのは、出来ることから自分の暮らしの中でやるとともに、社会の仕組みや経済の仕組み

を変えていくところにまで目を向ける大きな視点が必要ではないかと思います。子どもたちの自然体験なども非常に重要ですが、やはりそれだけでは、現在の大きな問題の解決につながるような人を育てていくことは難しいと思います。自然体験などと併せて、社会経済というところまでちゃんと目を向けていくことも学びながら、それに対して、果たして自分がどう行動出来るのか、どう変革に寄与できるのか、という視点を育てていく観点も、大きく出していただけるといいなと思います。

小澤： では、次の制度全体に関する部分についても触れながら、ご意見を頂ければと思います。前に戻って体裁についてのご意見でも結構です。

*制度全体について

津田： 経済活動と環境の統合については、両者の相容れない部分があります。もちろん経済発展も大切ですし、それによって失われる環境のことも考えなくてはいけないのですが、ここに、ライフサイクルでものを考えるライフサイクルシンキングという考え方を入れて頂くと、生産されたものが、流通を通過して我々消費者のところに来て、それが、廃棄されていくという一つの物の流れから、経済活動全体、それが環境に及ぼす影響までを一緒に考えることができるようになります。そして、消費者が企業の立場も理解し、その上で企業に向かって意見することにより、育てられる企業が出てくることもあります。是非とも経済活動と環境の統合のところに、ライフサイクルシンキングという物の考え方をに入れて教育して頂ければ、消費者が賢くなることで企業も賢くなると私は考えます。

小澤： 事例として、文科省のエコスクールがありますが、これは環境省、経済産業省、農林水産省が連携して実施しているものであり、そこには地域の地元の企業における環境に配慮したエネルギーの技術も向上するとともに経済メリットもあるという考えが根底にあります。エコスクールには、完成してしまうと外から見て効果がわかりづらいといった問題もありますが、学校を通して地域にエネルギー教育をやろうという事例でもあり、経済と環境の両方を考えていくということにもつながりますので、そういった事例を取り込みながら、制度全体についても記述していくということはあると思います。

宇高： 地域の住民の中には、ライフスタイルを気にしておられる方が多くいらっしゃいます。藤井先生のご専門かもしれませんが、交通のことを考える場合、ハード面ではなく、その地域の人々のライフスタイルが非常に大きく関わるものです。そういったとき、その地域の人々をどういう部分に関わらせるのか、制度というか仕組みとして組み込んでおかないといけないと考えます。また、日頃仕事をしていきますと、地域の人々と経済活動と環境を総合的に考えていくことを、子どもたちにもしっかりと植え付けておく必要があると思います。具体的には、これから「協働」の所が出てくると思いますので、その辺をしっかりと考えていかなければならないと思います。

宮林： ライフスタイルは非常に重要だと思います。特にこれからは、モノづくりの視点というものを持って、我々の作ったものが、経済活動にマッチングするだけではなく、環境にもどう影響してくるのかも考えていかないといけないと思います。また、コトづくりというか、お祭りなど色々な人と人のつながりの中で、必然的に環境教育が進められていき、継承していくという作り方もあるのかなと思います。

小澤： モノ・コト・ヒトの関わりですね。伝統文化として学びの文化の土壌というものがありますので、そういったところを考えていく必要があるかと思います。私も、末吉先生も、オブザーバーでいらしている日置先生も気仙沼に行き、子どもたちがよく地域のことを見ているということが分かりました。東日本大震災で荒れてしまった、生業としての農業・林業・漁業を何とかしようということを、自分たちで、地域の方あるいは専門家の方に伺いながら考えており、もう学びが学校の教室だけではないということがわかりましたので、そういった視点を考えていくことは必要かと思います。

末吉： 現在、環境教育はESDを中核に進めています。つまり、今まで環境というのは単に環境のことだけだったのですが、これからの環境は、経済活動やグローバルなものを含んだ形で考えていかなければいけないと思います。そして、基本方針には、ESDと環境教育の関わりについてももう少し明確に記載する必要があるのではないかと思います。

また、ESDの目指す人間像と環境教育が目指す人間像には、もちろん違う点もありますが、環境省が前回示していただいた分類表（「授業に活かす環境教育」パンフレット）は大変よくできていますので、現場ではそれを使いながらESDを理解する材料にしています。ただ、現場としては、教科から発している人が多いので、ESDの捉え方には難しい部分がたくさんあります。現場で捉えやすいESDと環境の記載があるとありがたいと思います。

小澤： 環境も自然も文化も経済も、どう持続可能性を担保していくかということが基本方針に書かれなければいけないということですね。どちらかが、巨大化していくということはありませんということ視点に入れていくことだと思います。

倉島： 環境教育が目指す人間像ということに関しては、どういった社会を目指すのかということを考える中で、そういった社会を実現するための人間像というのが出てくるのだと思います。そして、そこには日本人の道徳的な考え方やマナーも含む形で一つの社会が作られているといったことも盛り込めるといいのかなと思います。資料7に、「未来を作る力」という表現が使われていますが、非常にいい言葉だなと思って読んでいました。そういった、こんな社会、こんな人間像をといったものを端的に表すキーワードがあるといいなと思いました。

川嶋： 資料2の現行基本方針に関わる施行状況について、基本方針には、地方自治体やNPOや企業が、こういうふうにしましょう、しますといった話も書き込まれていると思うのですが、この資料ではそのうちの国の分だけをまとめましたという理解でよろしいでしょうか。

基本方針というのが書かれると、誰がそれを役立てて、次の事業とかを考えるのかなということを一度確認しておいたほうがいいのかと思います。役立ってるのは、国だけじゃなくて、自治体であり、企業であり、民間の様々な団体でありということによろしいのでしょうか。

小澤： この法律は議員立法で成立しましたが、一番役立つのは、各省庁が、こういう法律に基づいてどれだけ予算をとって、しっかりと進められるかということではないでしょうか。そして、それと同時に、省がやればいいのかということではなく、様々な主体との協働が必要だという、その第一ステップが、前回の環境教育推進法に盛り込まれています。

河本室長： 今、小澤座長からお答え頂いた通りでございます。また、資料2についてですが、おっしゃる通り、これは国の施策だけをまとめたものですので、地方自治体や企業の取組はここには入っておりません。地方自治体の施策については、環境省が毎年1回担当者会議を開いておりますので、その会議資料から必要な資料を出すことは可能ですが、企業の関係については、我々にも資料がなく、また、全国津々浦々の企業のことを把握するのは物理的に難しいところもあります。ただ、行政以外のところでどういう取組が行われているかは、ある程度教育室として把握しておく必要があると思いますので、それについては、以後調査をどのようにするか考えたいと思います。

藤村： NGO・NPOの活動をやっている、情報・司法・参加というオーフスの三原則は、これから絶対必要だなと思っております。ただ、国会議員の方でさえ、これを知らない方がたくさんいらっしゃいまして、まだまだ日本ではこれからということなんです。なので、今回、是非基本計画の中に書き込みたいと考えております。そして、あらゆる環境の法律なり基本計画の中にこのオーフスというのを入れることで、ある意味での普及啓発になると思っています。今の状況でこれをしっかり書き込むことは難しいとは思いますが、是非知って頂き、こういうものが活かせるのだなと気づいていただくことが、今後の環境保全活動を進展させるためにも必要だと思います。

また、経済活動と環境の統合についてですが、多くの企業が外に対して環境教育をやるのが環境教育だと考えているというのが現状です。法律を見る限りでは、雇用する者に対して、と書いてあるにも関わらず、学校に出前教育に行きましたとか、どこで何をやりましたということを自らの環境教育とすり替えている企業がすごく多いのです。やはり、雇用する者に対する環境教育という、いわば企業の中での環境教育を、もっとやって頂く仕組みなどを是非書いてほしいなと思っております。

小澤： 環境を抜きにしては企業としても成り立たないでしょうが、外向きの宣伝効果を狙うのではなく、内発的な力を組織自体がつけていってこそ、はじめて外とのWin-Winの関係が出来るのだというご意見と伺いました。

宇高： 企業のことについて補足ですが、各企業は環境マネジメントシステムというものを導入する

時、社員には必ず環境教育をしているので、その前提で紹介をしていくという方法があります。そこを意識すると、企業の社員も見えていない部分が見えてくるのではないかなど。つまり、それぞれの企業においても、団体においても、やっていることが見えていないので、いかにそれらを見えるようにしていくかということを考えるべきではないかと思います。これは制度全体というより、むしろ、オフィス条約に書いてあるような、情報の公開という部分を重点的に考えていけば当然マネジメントシステムの中で行われていることも見えてくるようになりますので、そういった使い方というか見せ方を今回はもっと見ていく方が、いかに我が国がそこに力を入れているかというのが、海外に対しても見せられるものにもなってくるのではないかと思います。

小澤： 今、ISO14001 を超えて、ISO26000 の世界ですから、それぞれの主体が対等にマルチステークホルダーとしての社会的責任がある時代になってきていますので、オフィスを超えて、情報も一般市民も企業もキャッチして良い方向にもっていこうということだと思いますので、そういったところをやんわりとだけどしっかりと書かないといけないと思います。

宇高： 一つ質問ですが、論点一覧の一番下の方に環境保全の取組の評価についてという項目がありますが、環境教育という分野で、その評価の指標を置くというのは、なかなか難しいと思っています。小澤座長からお話しがありましたが、人・事・モノということで、例えば現在から、年度ごとにどのように変化してくるのかというような、定量的な評価はおそらく出来るかと思っています。モノ・コト・ヒト、予算というのものもあるかもしれませんが、そのあたりも各事業、ちょうど今回資料2で示されているようなことにプラス協働ということを視野にいったムーブメントを捉えようと思うと、やはり、モノ・コト・ヒトの対前年比較あたりを進捗指標と置けば、おそらく、次の評価の時に非常に楽になるのではないかと思います。

小澤： 今、環境白書など多くの環境情報がホームページなどで公開しているのですが、なぜ白書が、現在のような連名の白書になったのか知らない一般国民がたくさんいます。そういった中で、政策を自治体や企業がどう活かす仕組みができるか、各主体がそれぞれの得意とする分野が上手く統合されて、良いはずみになっていけば、日本の環境教育も国際的に評価がされていると思いますが、より世界に誇れるものになっていくと思います。

ただ、指標となると非常に難しいところがあるので、先ほど頂いた質的な評価とともに考えていく必要があるのではないかと思います。

藤井： 我々が環境に悪い行動を仮にしていたとして、それを改善しようというのが、おそらく環境教育における主流の論点になっているのではないかと思います。ただその逆の話もあります。とりわけ私のような都市計画、地域計画、国土計画、交通計画をやっている人間には、自明なのですが、昔からあるものが壊れていくことで、環境が悪くなっていくということがあるんです。そもそも日本の伝統文化を保護することは、環境に非常に良いと言われているのですが、そこにいわゆる新自由主義的なものが入ってきて、解体してたり、無くなったりして

いくことに対してプロテクトするようなタイプの環境教育もあると思うのです。すなわち、今まで良いことをしているのを護るといったタイプの教育方針というのはどういうふうに入っているのか、それは入っていると考えるとよいのか、どこか補強すべきなのか、教えて頂けたらと思います。

井上室長補佐： 日本の伝統的な生活、たとえば江戸時代の循環型社会が実現していたものが、経済社会の進展によって崩されてきたという視点非常に重要な所だと思っております。例えば里山の保全についても寄り合い、コミュニティで保全していたと、薪をとっていくそういう生活をしてきた生活様式が、生物多様性を保全してきたという視点もございます。そういったところを含めて是非環境教育で進めていくべきだと思っております。視点としては、大変重要だと思っております。

藤井： 繰り返して大変恐縮ですが、なにか取組を大体やってしまってから、結果として環境に悪かった、というところがあるのです。そもそも環境に良いことをしており、そのことを事実として把握していたのに、過度に開発してしまったり、先ほどの国土計画もそうかもしれないですが、新自由主義的なものを入れてしまうということに対して、もう少し注意深くするという態度を醸成するというのは、環境教育の1つの重要な方針になるような気がします。

長谷川： 現在、環境保全の取組の評価として質的な評価というのが大変おろそかになっています。これは、環境教育や環境保全の取組に関しては、やはり質的な評価こそが妥当ですが、質的な評価が非常に難しいということがあります。質的な評価というのは、環境教育の目標、環境保全の取組の目標に対してどれくらい達成できたのかというものとして、関係者の満足度や関係者の意識変容への効果も大きいわけで、そういう質的な評価をどういうふうにか考えたらいのかということ、なるべく現場にサジェスション（提言）を与えるような、そういう方向で基本方針に書き込みが出来ればと思います。

小澤： 長く地域で活動してきた藤村委員や川嶋委員、岡嶋委員は、おそらく環境教育の取組を始めた時から内容の充実と連携は相当内容が充実して連携が進んでいるという感想はお持ちだと思います。それを私的な感想としてではなくどう対応していくかというのはなかなか難しいところですが、ただ、それをより高めていこうというのが、長谷川委員の考えだと思いますので、そういったところを是非書き込んでアドバイスをいただきたいと思っています。

藤村： 論点一覧の後ろの方に、協働の取組には何があるのかという部分がありますが、私は、そういう活動の評価を協働で国民、企業、行政がみんなで行うのも1つの協働の在り方だし、そのような仕組みが出来ると評価指標も出来るし、その作業が環境教育の1つの現場にもなり得ると思います。

小澤： 今、その協働のところが出ましたので、3ページの二重丸がついている「(7)協働取組につい

て」と「(8)国・自治体の協働、連携について」についてご意見を伺えればと思います。

川嶋： 協働大好きなので、行政との協働、NPO 同士の協働、企業との協働、それから今まで環境教育と無関係だった方たちとの協働もやっております。

簡単な質問ですが、協働というのは、どことどことの協働をイメージしているのでしょうか。

井上室長補佐： 法律にも規定がありますが、地域住民、事業者、学校関係者、自治体、国そういったところが代表的なところかと思います。

川嶋： 今の五つとして、それが、それぞれすべて協働しあうというイメージですか、それとも国とそういうところ、あるいは地方自治体とそういうところというイメージですか。

井上室長補佐： あらゆる側面、あらゆる方向性での連携というものをひとくくりとしているというものです。限定を設けることは考えておりません。

川嶋： そういうことだと思います。僕のスタンスとしては、前回平成 16 年度に書かれた基本方針は、とてもよく書かれていると思っております。これが全部出来ていればいいですが、環境教育をずっとやってきた僕の肌感覚では、これが出来ているという感じがしないのです。資料 2 だけ見ていると出来ているように見えるのは、僕の見方が悪いのかもしれないですけども、評価や効果はどうだったというところでの検証というのは、僕も難しいと思います。環境教育の評価ってどうやって計るのかは本当に難しいし、先ほど、藤井先生もおっしゃったように、過去にあったモノの中に実はいいものがあったことを再評価していくとか、そういうところまで入っていくと、非常に環境教育の幅って広いわけです。おそらくこの部屋にいる人たちの環境教育のイメージも少しずつずれていて、全部足すと一つの環境教育になるとは思いますが、全体を見ることが出来ている者がなかなかいないと思います。あらゆるところの協働取組がどうしたらもっと進むのかということが、まだ僕には分からないという印象です。

小澤： 是非、ご意見、アイデアを出して下さい。

藤井： 協働のところ、協働の言葉の定義にもよるのでしょうけど、もっとも広い意味で協働という言葉を使いますと、上下関係がある場合の連携も協働と呼んでもいいと思います。上下関係のない縦割り行政間の協働は分かりやすい協働ですが、上下関係があるものも含むことが必要だと思います。みんなの利害が一致していれば、協働はスムーズにいくと思うのですが、河川の上流側と下流側とか、空港の場所をどこにするかなど、明らかに対立することがある場合、それぞれに仲良くしてくれと言っても無理です。その時に、上のオーソリティーの力ってものすごく大事になってくるのです。たとえば、一番分かりやすいのが国と県とか、総理大臣と大臣とか、内閣と省庁とか、それを協働と呼んでいいと思うのですが、仲良くしましよーだと、利害対立があるところの環境政策は前に進まない。しかも、本当に環境政策が必要なところは、

往々にして、そういうところにありますから、協働というものの定義や役割分担をしっかりとしないと、仲良くてよかったですねという議論だけになり、環境問題は永遠に解消出来ないと思います。原理論的にそれが分かっているので、国、自治体、NPO それぞれの本分の役割をキチンと果たしてこなし、その上でしっかりと役割分担をやりながら協働しましょうという書き方がいいのかなと感じました。

小澤： おそらく、先ほど申し上げた、それぞれマルチステークホルダーとしての社会的責任は、まず最低限それぞれの役割として果たし、その中で国、自治体、企業に関わらず自分たちの組織が豊かになってきていると感じられる、そういう取組でないと協働というのはいりえないと思います。利害対立のある問題はまた、そこでやり方というのが出てくるという意見かと思います。

藤井： 本当は政治家の方々も協働の対象だと思います。実際、地方で何か物事を決めようというとき、市長とか議員とか役所の方とか学者とか、みんなで仲良く話し合っ、どうしてもこの条例を成立させないと出来ないとなると、変わっていったりするのです。普通、政治家の先生は協働の対象外にするのですが、対象にしているのではないかと思います。

河本室長： おっしゃるとおり、協働という言葉はいろんな取り方があるかと思いますが。環境教育等促進法の中では、協働取組ということについて定義づけをさせて頂いております。キーワードがいくつかあって、一つはいろいろな主体、国であるとか、民間であるとか、それらがそれぞれの役割を適切に分担するということ、あと一番大事なものは、それぞれが上下関係なく対等な立場でやっていくということです。それがこの法律での定義です。

藤井： ただ、実際、行政代執行とか法律を作るというのは完全に片務的ですから、概念によるのかもしれませんが、あまりにフラットというのは問題があるかと思います。精神的にはフラットであっても、役割の中には確実に上下がありますから、そこをあまり実体的な政治学から乖離するような理念的なことを書いてしまうと、後で書いた人が困ると思います。

藤村： 役割分担、対等な立場でというのは、本当に必要だと思います。NPO が行政の下請け団体化していることがすごく課題になっています。指定管理者制度等が出来ましたが、NPO はお金が無いので、役所からお金を出してもらおうと、口を出されても仕方がないということで、NPO が本来やるべきことが出来なくなるということが、地方では多々あると聞いています。組織基盤の強化も併せてやらないと、対等にはとてもならないという趣旨で意見を出させて頂きました。それから、企業が独自で環境教育をやると、本来地域でNPO がやろうと思っていた環境教育の場が奪われてしまうということがあります。企業は無料でやりますから、学校はウェルカムなのですが、そこで一生懸命がんばっているNPO の活動の場がなくなってしまうのです。そういうのがまだまだ日本の現場での環境教育、行政との間での協働の実態だと思います。こういったことに関して、イギリスでは協定があって、企業が直接学校に行ってやるのは、企業の倫理

に反するものであり、企業は NPO と協働して学校に行くことで、企業にとっては、NPO にも学校にも貢献することになるので、企業の社会貢献の幅は広がります。一方、NPO にとっても、資金的な支援を受けられるし、活動の場も与えられて、非常に Win-Win の関係でうまくやられています。そういった対等な立場でやっていけるような仕組みを作った上で、もちろん上下関係は無意識のうちにはあるとは思いますが、いい事例をいろいろと書き込むことで、協働、対等の意味が分かりやすくなるかなと思います。

藤井： おっしゃる通りだと思いますが、法治国家におけるそれぞれの役割を分担するというのは、上下関係が生じるものですが、相互理解の場においては、対等な立場でディスカッションをし、対等な立場での相互理解の基で、法治国家としての役割を中心として粛々と進めていくといったような上手い書き方をしておかないと誤解が生じかねないと思います。

長谷川： 改正法で画期的なのは、第2条第4項で規定されている、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつという文脈で、対等な立場においてという言葉が入ってきていることだと思います。日本の法律で、同様の規定をしている法律はおそらく非常に少ないのではないかと思います。そして、藤村先生が言われたように、対等な立場においてということは理念的には言うのですが、何が対等なのかということについての理解がどれくらい浸透しているのかという問題があります。対等な立場については、役所が考える対等な立場と NGO 的な感覚で言う対等な立場がしばしば緊張関係を持つことがあります。その意味では、今藤村さんが言われたように、いい例を挙げることも大事だと思います。また、オース条約の内容がなぜ重要なのかということや、事業委託の問題、予算をコントロールされている側が原理的に対等であり得るかという基本的な問題、一見対等に見えるけど注意しなければならないケース、対等な立場であることを保証するような基本的な精神の在り方、早期からの情報公開、拒否権的なものをどういうふうにか考えるか、など実は非常にシリアスな事柄がたくさんあります。この辺をどう書き込めるかということが今回の基本方針の重要なポイントになってくると思います。

藤井： この法律が出来ることによって、今の法体系が組変わるようなことがあるとするならば、本気で議論しないとイケないと思いますし、そうではなくて、精神論の話であるということなら、それはきちんと書くのは当然だと思います。他の法律体系の行政の権限も制約されるような話であれば、我々委員会として相当議論しないと、場合によっては危険な話になるのではないかと思います。

小澤： その発端から聞いていると、日本の NPO とアメリカの NPO は違いますし、イギリスはチャリティ財団で全然違うものなので、そこを一緒にしていくと、ちょっと議論が分からなくなっていく可能性があります。ここでいう対等とは、この法律の経緯からいって、精神論的な対等かなと思います。

宇高： 私、ローカルアジェンダ 21 を作った時の担当者だったのですが、議論の最初に、NPO の方々からは対等な関係をとられました。ヨーロッパの場合、何か事業を始める際には、利害関係者である、直接その事業に関わる人たちに対して情報公開を行うことや、絶対に活動を阻害しないということが、その人たちとの対等な関係とされています。やはり、協働の前提として対等が非常に重要だと思います。自治体として、既存の取組について、情報公開や意見交換、そして企画段階からオープンにしていこうということに気をつけました。また、NPO の人達からは、人材育成の部分も自治体としてサポートしてほしいと言われました。そういうことを考えた上で、協働が生まれてくるのではないかと思います。協働の関係というのは、自治体と NPO との間だけではなく、NPO 同士でもあります。また、企業と NPO との間でもあっていいと思いますが、それらの形を示すための情報公開を含めた、動く人たちをいかに支えてあげられるかという社会的なことに力を入れていく必要があると思いました。

藤井： 今、宇高委員がおっしゃったようなポジティブなところで協働していくということは必要ですし、それを促進しましょうという趣旨が記載されるべきだと思います。その一方で、行政指導のような性格のものもありますので、今ご議論されていることはキチンと伸ばしつつ、上下関係を保持しなくてはいけない部分はきちんとしていかないと、基本的なところが崩壊してしまい、禍根を残すのではないかという危惧があります。

川嶋： 私は、企業と環境 NPO との協働を考える戦略会議というものを、企業と NPO の人たちと 2006 年から 2008 年くらいやっていました。そこでは、しっかりとしたガイドラインを作るまでには至らず、この 5 項目が大事だよねというくらいのことしかできなかったのですが、横浜市における市民活動との協働に関する基本方針(横浜コード)では、平成 11 年に 6 項目の大事なこと、対等の原則、自主性尊重の原則、自立化の原則、相互理解の原則、目的共有の原則、公開の原則などが書かれていて、地方自治体と NPO の協働がイメージされています。先ほどの話では、この法律での協働とは、あらゆるステークホルダーとの協働だということですが、この協働という言葉もみんな自分たちの都合のいいように読み替えたりしているので、ガイドライン書くというところまでいくと大変なことになるかもしれないですが、何か大事な視点がこれだというのは数項目入れるなり、更に今後それぞれの協働取組の主体の中で、まず大事なことを確認してから始めましょう、基準をつくってから始めましょうというような声かけはあってもいいのかなと思います。

宮林： 森林は農山村の上流域にあり、下流域に都市とか企業がありますと、これを何か連携・協働しようじゃないか、という議論が 15~16 年くらい前からずっとあるのですが、その時一番問題になったのが、両者の森林に対する価値観の違いです。上流域では、護るというのは間伐して切ることですが、逆に企業や都市にとっては切らないことです。両方とも森林を護ることなのですが、全く意味合いが違います。つまりそれを解説してつなぐ人がいないと上手くいかないのです。改正法において、協働を国民全体に広げていこう、協働の和をとろうということがあるとすれば、正に環境というのをきちんと解説していく人たちがいないといけないのではない

でしょうか。その人たちが両方をくっつけることによって、協働の和は対等であるとか、行政指導が広がっていく、そういう構造があるかなと思います。

小澤： そのこのところは、協働取組の3つめの丸印、コーディネーターという言葉が取り上げられておりますので、今のような事例でお示し頂いたようなことをもう少しわかりやすく書くことによって理解して頂く文面にさせて頂ければありがたいと思います。また、その他書き方についてもご意見を頂くという形で、環境省さんよろしいでしょうか。

今ここで環境省さんの立場はこうだと言ってしまうとそれはそれで大変かとも思います。また今の協働の取組、自治体の協働・連携についてもご意見頂ければと思います。

岩間： 協働にしても何にしても、おそらく供給側の発想ではなくて、ユーザー側の受け手の方の発想というのが大事かと思います。それがあっての協働かなど。皆さんがおっしゃることはそれぞれ正しいと思いますが、そういった点は押さえておく必要があると思います。

藤村： 協働の取組について環境省がイメージされているのは、実施の段階での協働ということが念頭にあるかと思うのですが、私はずっと、政策形成過程で、ということをお願いしてきました。今回、民意の反映ということがやっと入りましたが、実施の段階で協働しようと思えば、作る段階から一緒にやっついていかない限りは上手い協働にはなりませんので、そういう長い期間での協働ということを念頭に置いて頂きたいなと思います。

長谷川： 改正法第8条の2で、環境教育等推進協議会を組織することが出来ると規定されていますが、ここでは、地方環境パートナーシップオフィスがどう機能するかということとともに、環境教育等推進協議会がどういうふうに機能するかということが、具体的に地域レベルでの協働が実質的に実りを持つかということの大きなポイントになってくると思います。私の関わっている温暖化防止活動においても、温暖化問題についての推進協議会が作られておりますが、実態はあまり進んでおりません。本気でやるのであれば、機能するための条件は何なのか、ケーススタディー的なものがやっぱり必要で、本当の意味での質的な評価とか、本当の意味での前進というのは、過去の検証なくしてはありえません。私が知っているところでは、広島県では地球温暖化防止活動についての協議会というのが組織化されており、たとえば福山の協議会とか、呉市の協議会とか、非常に協議会レベルで機能しており、大変貴重なモデルです。

これまでの環境行政の中で、協議会が機能した理由、機能しなかった理由、「対等な立場」とは何を指すのか、についての検証は大事だと思います。また、地方環境パートナーシップオフィスからは、地方環境事務所担当者が代わると、「対等な立場」とはなにを指すのかについてそれぞれのイメージが異なります。その意味でも「対等な立場」というのが何を意味するのか、先ほど川嶋さんが紹介された横浜市での原則のように、ガイドラインでどう示すかということが非常に大事なことだと思います。ガイドラインを示す中で、地方環境パートナーシップオフィスが、蓄積している優良取組事例なども書き込めるとと思います。

倉島： 国・自治体、各省庁間の協働・連携について、文部科学省の行っている「教育振興基本計画」の第二期計画策定において、基本的な考え方、素案が示されており、その中の「我が国の教育をめぐる現状と課題」では、環境教育に関わる記載が多くない印象を受けていますが、その部分について文部科学省はどのようにお考えなのでしょうか。

文科省・新木社会教育官： 次期「教育振興基本計画」は、中央教育審議会に部会を設けて、先生方のいろいろなご意見を踏まえて作っているところです。第二期においては、出来るだけ、重点的に書こうという話にはなっています。記載内容については検討段階ですが、今後 5 年間で、環境も含めて重要な事項を記載していく形になります。ただ、環境だけではないので、環境についてどれくらい記載されるかということについては今後、気を付けていきたいと思えます。

藤村： 「環境だけ」という箇所が環境教育の捉え方の大きな違いだと思います。文科省が捉えている環境が指すのは、昔から言われている狭い意味での環境だと思われます。持続可能な社会を作るための教育ということでは一致していると思うので、環境をそれほど狭く捉えていないと思うのですが。

文科省・新木社会教育官： 文科省としても環境を狭く考えているわけではなく、たとえば、消費者教育の関係でも環境に配慮したという形で入っており、環境は、いろいろな科目の中にちりばめられている形になっています。「教育振興基本計画」の中でも、環境教育という形ではあまり出てこないかもしれませんが、精神、意見は入っていると考えています。

藤井： 「対等」の問題は本当に大事な問題だと思います。日本国民である以上、日本国憲法があり、政党があり、選挙をして政府が出来るというのが基本構造で、信任した以上は信任された人のいうことを聞く義務をすでに我々は負っていて、それが嫌だった日本から出て行かなければいけないというのが基本的な原則です。ここをまず崩さないようにというのが私の第一の主張です。そういう意味で、最も厳しい関係性の例として、社長と社員という関係を例に話しをすると、社長と社員の関係においても対等なディスカッションが出来ない会社は、いい会社にならないと思います。社長が社員のことを慮り、社員も社長のことを慮った上で、社長は社長として決断すべき時は決断し、社員は社員として一生懸命がんばるという形になるように記載すべきだと思います。

長谷川： 藤井先生、「対等な立場」というのは、第 2 条第 4 項をご覧頂きたいのですが、「対等な立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう」ということで、「対等の立場において」は「環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう」という箇所に係っているので、確認下さい。

小澤： 4 ページの(10)民間団体の公共サービス参入機会の増大のところでご意見いかがでしょうか。

津田： 提案段階で、委託者側が、提案内容に点数をつけた上で金額の多寡による入札ということであれば、NPOでもNGOでも、いい提案を持っていけば上手くいくのですが、中々まだそこまでは開かれていないかと思います。大企業だけでなく小規模な団体でも様々なことに提案が可能で、それについて有効なお金を使える仕組みを作る窓口みたいなものが各省庁に出来てくるといいと思います。

藤村： 環境教育の委託事業が価格のみで決められた結果、あまりいいものが出来ていない、こんな税金の無駄遣いがあるのではないだろうかという意見がすごく強かったので、是非これを入れて欲しいと思いました。経験だったり、実績だったり、提言活動であったり、確かに評価するのは難しいと思いますが、国のお金を投じる時は、慎重になって頂きたいと思います。NGO、NPOなどの参加する現在の「環境政策提言フォーラム」では、最優秀賞のみにお金が若干つき、後の行政計画につながりますが、それ以外は実現の道が閉ざされています。折角の提言がそれではやはりもったいないので、本当の意味での政策提言とか事業計画なりアイデアを出せる仕組みにさせていただかなければと思います。

藤井： 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮とありますが、民間企業の参入機会を増やすことが前提になっていると思われれます。しかし、参入機会が増加することによって、コストカットが進んでしまい、品質が落ち、環境が悪化する場合も考えられます。民間企業の参入機会は増やすべきなのでしょうか。

井上室長補佐： 改正法第21条の3の第1項で民間団体の参入機会の増大をはかるよう努めるものとするとして書いてあります。

河本室長： 今回の法改正の中で、前提となっているのが、環境保全を行うに当たっては、民間団体などと協働取組を行うことが重要であるということです。よって民間団体と公共との協働取組として参入の機会を増やすべきという趣旨で、当該条文ができていると解釈しています。

藤井： そうであるならば、環境の増進が図れるような形での民間企業の参入と限定した方がいいかと思います。

河本室長： 公共サービス全般について書いているのではなく、環境の保全に関する公共サービスということで、限定しています。

岩間： 過去、入札制度を巡ってはいろんな経験や批判があって、試行錯誤がずっと続いていますので、藤村さんがおっしゃった政策形成への民意の反映についても、目配りはしっかりしたいという書き方なり運営の仕方がいいのかと思います。

小澤： ソフトの部分に対する入札の在り方は、ただ単に最低入札だけでいかないような仕組みというのが構築されてきていますので、その点についても、書き込むべきかと思ひます

*主務省令

小澤： 議事次第の2の議論を進めていきたいと思ひます。主務省令の改正の方向性について、まず、事務局からご説明頂きたいと思ひます。

(河本室長より主務省令の改正の方向性についての説明)

藤村： 環境教育支援団体の際に、中間支援団体ということをおっしゃいましたが、これは法律には明記はしていませんよね。別に中間支援団体じゃなくても環境教育支援団体になりうるNPOはいくらでもあると思うのですが、それをどのようにお考えでしょうか。また、人材認定のファシリテーターやコーディネーターについて、「環境カウンセラー」などとの関係をどのようにお考えかという2点についてお伺ひします。

河本室長： 環境教育支援団体については、確かに法律の中で、中間支援団体という書き方をしておりませんし、中間支援団体に限って、これを適用するというふうには考えておりません。

「環境カウンセラー」との関係については、現段階で特に詳しく詰めておりませんので、今後整理したいと思ひます。

藤村： 制度だけ作っても中々上手くいかないという現状にあるのが、「環境カウンセラー」だと思ひますので、これを踏まえた上で、人材認定のファシリテーターやコーディネーターについては、上手く動く仕組みにすべきだと思ひます。

長谷川： 「温暖化防止活動推進委員」や、「環境カウンセラー」など、事業仕分けで予算が削られています。この時点で、これまで環境省がやってきた、人材育成事業や、団体育成事業について基本的な問題点の検証作業が必要だと思ひます。環境教育支援団体も大変いい制度だと思ひますが、各都道府県に幾つくらい設置するのかといった基本的なイメージは、持っておいた方がいいかと思ひます。

井上室長補佐： 環境教育支援団体については、都道府県に一つ、広域行政体に一つという形で限定して、相当高いレベルのものを求めるのか、支援をしていきたいという団体を広く認めて、数を増やし、団体が身近に存在していることを求めるのか、2つの方法が考えられます。いずれにした方がいいのかについては、法律上は明確には示されておりませんので、その方向性をこの検討会で決めるということは、可能な部分だと思ひしておりますので、是非ご意見を頂ければと思ひます。

長谷川：そこは一長一短ありますが、全国一律である必要はないと思います。京都府や兵庫県、広島県、神奈川県、東北でいうと宮城県も比較的がんばっていると思います。そういうある種の実績があるところについては、広域行政圏に一つくらいでおそらく出来るでしょうし、比較的今までそれほどがんばってこなかったという県については、県単位で中核的なものを二つ三つというように、トップランナー的な先進県と、これからつくっていくという県の二種類で考える方がよいかと思います。

藤村：数で決められるというのは、NPOとしては抵抗があります。先ほど、中間支援団体だけなのですかとお伺いしたのは正にそのことで、私が共同代表を務めるNPOでも、是非こういうものに手を挙げたいなと思っています。それをやることによっていろいろな良い影響力、もちろん悪い面もあるかもしれませんが、元気が出てくると思っている団体はあるのではないかと、思っています。そういう意味からすると、一つの県に何個というものではなく、こういうレベルに達したものということを書いていく方がいいのではないかと思います。

小澤：質の担保をどうするか、というところはなかなか難しいと思います。やはり、しっかりと見直しをするような体験活動をやっているところと、そうではないところとの質の差があるので、そこを一律になかなか決められないという難しさがあります。ただ、裾野を広げていくところで、トップを走って頂く組織と、質を上げていくところと両方必要です。それと、環境カウンセラーの人たちも、専門職として企業でアドバイザーとしてやってほしい方と、一般市民部門のカウンセラーの方がいますから、そこを上手い具合に相互啓発してやっていくということ、そして、もう少しNPO的なものとして動くような活動があってもいいのかなど、何回か思ったことがあります。一方的な見方かもしれませんが、協議会に入っているだけでは、なかなか発展していかないという印象を受けました。

川嶋：今話に出ている環境カウンセラーが該当するかはわかりませんが、人を育てても機能しないとか、せっかく人を育てても活躍の場がないとか、今、そういう話が出てきました。これは、そういうことをやりましょうと法律にも基本方針にも書いてあるから取組としてはやってきているわけですが、そもそものことを考えると、環境教育のゴールってなんだ、と考えます。要するに、「環境教育とは」ということが分かることがゴールなのか、それについて何か出来るということがゴールなのか、それについて何かやるというところまでいく行動がゴールなのか、ということです。自分がどこまで責任もたなくてはいけないのかという気持ちにもなるのですが、当然やるということを想定して分かってもらいたいと思います。30年近く環境教育をやってきて、分かってくれさえすれば人はやるはずだという幻想の上に今の環境教育は成り立っていますので、数字としてだけなら、ものすごく多くの方が環境教育を受けているわけです。もちろん変わってきたこともたくさんありますし、僕は、そんなに否定的に今の世の中見ているわけじゃないのですが、そういった事実もあります。

先ほど岩間さんのおっしゃった、供給側よりユーザー視点で、ということに関連してですが、僕も大学の先生たちとの集まりで、大学でどういうカリキュラムを作るということで20人くら

いの会議をした際、大学の半期の15時間で、ものすごくてんこ盛りのプログラムが出てくるのです。90分の授業でこんな内容量のものが分かるわけない、といったものをみんなが出してくるわけです。それぞれの専門の立場で、これが大事だから、というのは全部、供給側の論理です。受ける側の論理ではないので、それでは意識改革は出来ません。ここに人間像と書いてありますが、期待される人間像というとは何か人間全体のことを言っているようで、あまりよく分かりません。期待される行動ではないかと思えます。

そのあたりも含めて、結局は大きな戦略がないから、たくさんの事業をやっているけど、それがその事業、事業で切られてしまって、全体として上手く結びついていない、という感覚が僕らの中にあるのです。僕らは、決して各省庁の何か提案を待っているわけじゃなく、勝手にどんどん起こして、いろんな企業と話し合っとういうことをしましよと提案をしていますけれど、その大きな戦略を描く場というのが本当は必要ははずです。中長期的な計画が必要と思いますが、どうしても、この基本方針に基づいて立てられるのは単年度計画、せいぜい3年とか5年とかなので、なかなか全体に結びついていかず、人が育つというところが機能しないという問題があるのかなと思えます。

小澤： 今回、この改正法が出来て、協働出来るところは協働していくという中で、一番結びつくのが学校を含めた地域だと思います。いきなり世界の環境問題を環境教育で取り上げようというところにはなっておりませんが、グローバルの問題として、温暖化、異常気象といった基本事項をどう考えていくか、そしてそのためには行動出来る人を育てていくという方向性は皆さん共有しているのではないかと思うのです。実際に支援団体として、人材認定制度としてどういう仕組みが一番いいのかということについては、より質の高いものを目指していくのが人間社会だと思いますし、生き物も自然の中で生態系の仕組みをつくってきたのだらうと思います。ですから、どのようにしていけば、よりよく人間が行動出来るのか、組織や認定制度が機能していくか、という議論を頂ければありがたいと思います。

宇高： 自治体で、私も環境教育の団体を現場に紹介するような事業をやっているのですが、非常に耳の痛いことを良く聞きます。来ていただいたのだけれども、その先生自身が、何をしゃべってらっしゃるのかよく分からなかったとか、先ほど発言にあったような、小学校に行っても難しいことばかりをしゃべられて、子どもたちは全然分からないという、ハッピーじゃない関係だったと指摘されることがよくあります。団体にしても、人材にしても、現在起こっていることを、相手にしっかりと説明出来る人が非常に重要です。ですので、そういう人材をきちんとキープ出来て、自らちゃんとそういう人材を律することが出来て、そして、成長出来る団体がたくさん派生していかないといけないと思います。そのために重要なことの一つは実績（と評価）で、どういった声を踏まえて、評価をその人に与えているかという厳しい団体としてのルールをお持ちのところは、やはり一番生き残っていくかなと思います。先ほど長谷川委員がおっしゃったように、京都府のセンターなどは、ある程度研修をした上で送り出してきて、その行った先の声を踏まえて、次の研修をなさっていらっしゃるということは私もよく聞きますので、良い悪いは別として、やはりそういうマネジメントを組織として出来ていることが重

要だと思います。どのような研修制度がとられていて、それをどのようにフォローしているか、というのが明らかに見えてくると変わってくるのではないのでしょうか。ただし、これには資金がかかりますので、そういう部分への支援をしていかないと、レベルアップを図れないとも思います。

小澤： 末吉委員も、教員の様々な研修をされていると思うのですが、教員の研修の在り方というかアドバイスありますか。

末吉： 今の御発言にあった、学校での出前授業についてですが、子どもの発達段階を分からずに、自分の思いだけを語られる、出前授業がとても多いと感じます。本来、学校の授業というのは教員がコーディネートしなくてはいけないので、適切な人材が欲しいという部分で言えば、この団体についてこれは良かったとか、駄目だったとか、具体的な評価を出せれば、ある程度活用が出来るのではないかなと思います。子どもの扱いとは特殊な部分で、教育の専門家ではなくてはならない部分があるので、結構難しいことは確かです。その辺を上手く研修させていただくと、ありがたいなと思っております。

倉島： 私も、同じように専門の方に出席授業に来て頂いた際、私は非常に興味があるのだけど、子どもたちは興味なくて、これではとても1時間もたないなということが多くあります。しかし、これは学校の方にも問題があって、事前の十分な打合せなどをしていないということがあります。こうしたことは、団体に教育の専門家が入ることで、質的な向上が図れるのではないかと考えています。そして、退職された先生なども有効に活用出来る人材かと思えます。

宮林： 僕は、環境など、暮らしの1つのリズムの中に教えるということが入っているのではないかなと思います。我々も教えているのですが、90分やっていると、授業がほとんど黒く見えるのです。なぜかというと、みんな頭が下がって寝ているからです。それは、教えることが体験を通していないからです。体験を通してやるのと、そうでないのとで全く違うものです。今、農家のおじいちゃん、おばあちゃんに学生を預けるのですが、やはり木を倒すというのはもの凄く技術であって、その木をどう使うかっていうことをきちんと説明出来るっていうのは、やったことがある人なのです。つまり生の声が聞けるということは、環境教育を実践するということになっていくのです。それを上手く話せるのは、おじいちゃんたちの分かりやすい言葉であり、身体で覚える体験なのだと思えます。そういうところを農山村は持っています。そして、そこに切り込むような仕組み、そういうのをコーディネート出来るような団体というのが非常に重要だと思います。

藤井： 体験の必要性、人材派遣などの適切な人材の必要性、専門家がしっかりと発達段階を見ることの必要性、そのあたりをクリアしていくことが重要だと思います。これを具体的にどうクリアしていくか、ということについて一つの重要なやり方があると考えます。たとえば、私は土木学会というところに入っているのですが、都市計画とか環境計画、特に交通環境教育という

ものをやる中では、子どもたちにきちんと交通環境教育とか、土木全般を分かってもらうことが大事な要素であります。では具体的にどうするかというと、1つの会議体を作っています。土木学会委員が半分と、学校の教育学会(教育委員会)の先生方、教育のプロフェッショナルの先生方、社会科教育の教科書の編集長の方など、とにかく様々な分野の方々が一緒に話をすると、この専門家会議で出てきたようなものが全部出てきます。すると、実践に基づいた意見交換なども出来て、一種の運動体として機能することとなります。

私は、こうした議論が協働だと思います。そして、対等な立場で協働を続け、最終的には、学習指導要領を変えていくとか、そんな社会運動をやっていくのが重要ではないかと思います。協働取組の仕組みづくりについて、そういうことを推進したい、サポートしたいというのが法律に書かれるというのが必要ではないかなと思いました。

小澤： 教育学の用語でいうと、学びの共同体を作っていくということでしょうか。そこにはやはり、ユーザーからの発想が必要であり、そこにいくつか挙がっていたキーワードが評価軸にもつながっていくだろうというご意見だと思います。それには専門性だけでは成り立たず、特にこういうグローバルな問題は身近なところから進めていくということが必要ということかと思えます。大学も組織として登録出来るようになっていくわけですが、その辺は大学人が一番気をつけなければいけないところです。

長谷川： 温暖化防止活動推進員の場合ですと、全国に7,000人いるのですが、特徴としては、男性が割と多くて、平均的に言うと、6割くらいが男性です。そして、調査をしたところ、男性で比較的目立つのは、仕事を通じて今までCO2をたくさん出す側に関わってきて、一定の知識もあるので、定年退職後は社会的に貢献したいという人です。一方、女性は比較的、地域婦人連合会のような、ロコミ的に誘われたとか、受動的な方が多いのです。これから大量に第一次ベビーブームの人たちが定年退職期を迎えていますので、そういう人たちの第二の人生、ある種の生き甲斐をつくるという受け皿になる可能性があると思います。また、私たち、環境教育を大学で関わっている人間からすると、環境を大学院や大学で学習した人たちが積極的に、そういうファシリテーターとかコーディネーターとかになっていくというのは、大学における環境教育と、地域社会における環境教育とを非常に上手く結びつけるものだと思います。これは、使い方次第では、大学にとっても意味があるし、先ほどもお話しが出ていたように、小学校から高校まで、幼稚園とか保育園とかでも構いませんが、ユーザーとしての学校現場もあるし、供給元としての学校現場もあるし、非常に上手くつなぐ制度になり得る可能性を持っているのではないのでしょうか。

藤村： 私共の団体も、企業や市民に対する環境教育をやっていますが、企業でやるときは大体、共同代表の加藤三郎が環境の話をし、私がそれを受けてワークショップ的なことをやっているのですが、二人でやると、環境の専門、教育の専門ということで非常に上手く、お互いが作用していると言われます。本当に具体的な話ではありますが、実際、学校であれば学校の先生たちと一緒にやるのが、効果的な環境教育を行うという意味では重要ではないかなと思いました。

論点一覧表に、コーディネーターとかファシリテーターとかいろいろ書いているのですが、実際現場でやると、コーディネーターが出来ない人は、ファシリテーターも出来ないし、お互いの区分はすごく難しいのではないかと思います。本当は両方が出来るというのが一番望ましいと思うので、あまりこの区分は明確にしない方がいいのかなと思いました。それからもう一つ、実はこの改正法の前の法律が出来た時に、いろいろな地域で、特に東京では環境学習リーダー養成講座と言って、500人くらい養成しました。そのような人たちが、いろいろな地域で学習会などをやっているの、そういう人たちも視野に入れながら、そういった人たちが実際やっていることがより発展的に動けるような仕組みを併せて考えることも必要かなと思います。

小澤： そろそろ時間ですが、多分まだまだ言い足りないという方がいらっしゃると思います。まだ論点が残っているのですが、ここについては、皆様から、第3回までにご意見を事務局の方へ提出頂いてはいかがかと思います。それから、今日発言し切れなかったことも、また、帰りの電車で思いついたことなども、是非、提出していただければと思います

(事務局より、意見書は1月10日を目途に環境省へ提出いただきたい旨発言。また、次回会議は平成24年2月13日を予定していることをご報告し、会議終了。)